指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、 平成30年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名 称:北九州市環境ミュージアム

所在地:北九州市八幡東区東田二丁目2番6号

施設内容:①施設概要

全敷地面積:4,100.3 m 延床面積:2,245.05 m

主な施設等:北九州市環境ミュージアム、北九州エコハウス、

体験型環境学習事業『北九州 地球の道』

②事業内容

- ・事業や施設の運営に関する業務
- ・施設の管理に関する業務
- ・その他管理運営に関する業務

(2) 指定期間

平成31年4月1日~36年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名 称:タカミヤ・里山・エックス共同事業体 所在地:北九州市八幡東区東田二丁目5番7号

構成団体:公益財団法人タカミヤ・マリバー環境保護財団

特定非営利活動法人里山を考える会

株式会社エックス都市研究所

主な業務内容:

【公益財団法人タカミヤ・マリバー環境保護財団】

北九州市内河川及び海岸線の美化・清掃活動、水生生物の生態研究及び保護・育成事業、海域の水産資源保護増殖事業、河川・海岸線愛護団体等への支援事業、環境シンポジウムや環境教育など

【特定非営利活動法人里山を考える会】

持続可能な社会づくりのための、環境教育事業、コミュニティデザイン事業、グローバルコミュニケーション事業、マネジメント事業(NPOやソ

ーシャルビジネス等への支援) など

【株式会社エックス都市研究所】

環境調査(3 R 関係、温暖化対策、環境リスク(土壌化学物質)、新エネルギー(バイオマス等))、環境アセスメント、都市計画(まちづくり調査、地区地域計画、総合政策、総合計画策定調査)

2 指定の経緯

平成30年8月31日 募集要項配布

平成30年10月1日 募集締め切り

平成30年10月19日 指定管理者検討会の開催

平成30年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ・法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ・本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事 態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ・募集説明会に参加していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が募 集説明会に参加していること。)
- ・共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、 最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加:6団体 応募件数:2団体

(チームZ共同事業体、タカミヤ・里山・エックス共同事業体)

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- 「学識経験者」松藤 泰典(九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授)
- •[学識経験者]三宅 博之(北九州市立大学法学部教授)
- •「公認会計士」小島 庸匡(小島公認会計士事務所代表)
- ・「有識者」植田 詩生(西日本リビング新聞社北九州プロモーションメディア本 部編集長)
- ・「有識者」泉 優佳理(科学技術コミュニケーション研究所代表)

5 選定基準

選定基準(=審査項目)及びポイント

1 指定管理者としての適性

(1) 施設の管理運営(指定管理業務)に対する理念、基本方針

① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営(指定管理業務)に対する理念や基本方針を持っているか。

(2) 安定的な人的基盤や財政基盤

① 長期間安定的な管理運営(指定管理業務)を行っていくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。

(3) 実績や経験など

- ① 同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
- ② 施設の管理運営(指定管理業務)に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
- ③ 複数の団体が共同して一つの応募団体となっている場合、それぞれの責任分担等が明確になっているか。

2 管理運営計画の適確性

【有効性】

(1)施設の設置目的の達成に向けた取組み

- ① 施設の管理運営(指定管理業務)に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、 施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
- ② 施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
- ③ 施設間の有機的な連携が図られる提案があるか。
- ④ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。

(2) 利用者の満足度

- ① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
- ② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
- ③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
- ④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
- ⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。

【効率性】

(3) 指定管理料及び収入

- ① 指定管理業務に係る費用(指定管理料)が最小限に抑えられているか。
- ② 収入が最大限確保される提案であるか。
- ③ 市に対して収益の一部を納付する提案があるか。

(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性

- ① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
- ② 経費の配分は適切であるか。
- ③ 積算根拠は明確であるか。
- ④ 再委託が適切な水準で行われているか。

【適正性】

(5) 管理運営体制など

- ① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
- ② 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員の配置が合理的であるか。
- ③ 施設の管理運営(指定管理業務)にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
- ④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
- ⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
- (6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
 - ① 施設の利用者の個人情報を保護するための対策が十分に考えられているか。
 - ② 利用者を限定しない施設の場合、利用者が平等に利用できるよう配慮されているか。
 - ③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
 - ④ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている(市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している)
4	80%	優れている (市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している)
3	60%	普通 (市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している)
2	40%	多少不十分である(市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい)
1	20%	不十分である (市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい)
0	0 %	劣っている (能力がほとんどなく、任せることに不安がある)

6 審査結果

(1)評価レベル及び得点

団体名	選定基準(=審査項目) 及びポイント	配点							
					構成員	検討会	得点		
	及びポイント		Α	В	С	D	E	審査結果	
チーム Ζ共同 事業体	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	3	2	3	4	3	3	3
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	2	2	3	2	2	2	2
	(3) 実績や経験など	5	3	4	2	3	3	3	3
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	30	3	3	3	4	3	3	18
	(2) 利用者の満足度	10	3	2	3	4	3	3	6
	【効率性】								

	(3) 指定管理料及び収入	15	3	4	3	4	3	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	2	2	2	3	3	2	4
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	3	2	3	3	3	3	6
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	3	2	3	3	3	3	6
	合 計	100	57	54	57	71	59	_	57
	地元団体に対する優遇措置 (5 点)								62
	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	4	4	4	4	4	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	3	5	4	4	4	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	4	4	5	4	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
タカミ	【有効性】								
ヤ・里山・エ	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	30	4	4	4	3	4	4	24
	(2) 利用者の満足度	10	4	4	3	3	4	4	8
ックス	【効率性】								
共同事	(3) 指定管理料及び収入	15	4	3	3	3	4	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	3	3	3	4	3	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	3	5	3	4	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	3	3	3	4	3	3	6
	合 計	100	73	76	69	70	76	_	73
地元団体に対する優遇措置(5点)									78

(2)検討会における主な意見

【チームZ共同事業体】

- ・施設の管理運営に対する理念等全般に関して、環境分野への理解の不足が感じられる。
- ・VR体験などのイベントにより、環境にあまり関心の無い人を含めて集客に 取り組む提案は評価できる。
- ・共同事業体の母団体の財務状況から、業務の継続性に不安がある。
- ・施設運営に関する人材やノウハウを外部に頼る提案が目立ち、収支計画に不 安がある。

【タカミヤ・里山・エックス共同事業体】

- ・SDGsへの取組など、市の施策をよく理解している。
- ・当該施設での指定管理業務の実績、経験があり、若い人材も育てている。
- ・共同事業体の母団体の財務状況はある程度安定していると考えられる。
- ・研究分野の充実が中心に思えるので、環境にあまり関心の無い人も置き去り

にせず、利用者視点を持って本来業務にも取り組まれたい。

・今まで当施設を運営してきた延長の提案が多いので、エンターテインメント 性に欠け、マンネリ化の打破に課題を残すと思われる。

(3)検討会における検討結果

- ・各団体の審査項目毎の評価レベル及び合計得点の比較により、検討会は、タカミヤ・里山・エックス共同事業体が指定管理者の候補としてふさわしいと考える。
- ・ただし、タカミヤ・里山・エックス共同事業体の提案は、マンネリ化の打破 に課題を残すと考えるので、利用者視点を持って本来業務に取り組むととも に、さらに創意工夫ある運営を求めたい。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、タカミヤ・里山・エックス共同事業体を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・北九州市環境ミュージアムの設置目的及び市の施策について十分理解していると考えられる。
- ・共同事業体の各構成団体の人的基盤や財政基盤、経験等を活かすことができ、 特に当該施設での指定管理業務の実績、経験がある点で、安定した施設運営 が期待できる。
- ・公害克服の歴史、環境保全、資源循環・低炭素社会などこれまでの本市の取組等を熟知した上で、脱炭素社会やSDGsへの取組、近隣施設や海外との連携等に積極的に取り組む提案がなされており、「世界の環境首都」を目指す本市の今後の施策に貢献するものと考える。

8 提案額

平成31年度76,012千円平成32年度76,012千円平成33年度76,012千円平成34年度76,012千円平成35年度76,012千円